

# 児童手当制度改正の御案内

## 令和6年10月分（12月支給）から児童手当制度が変わります

※現在児童手当を受給していない人等は書類の提出が必要です。必ず裏面の必要書類を御確認ください。

### 変更内容

#### 1 支給対象児童を高校生相当年代(18歳年度末)まで拡大

⇒ 平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれの児童も支給対象となります。

#### 2 所得制限の撤廃

⇒ 所得制限限度額及び所得上限限度額が撤廃されます。ただし、受給者は今までどおり生計中心者の方となります。

#### 3 第3子以降の支給額を児童1人あたり月額3万円に増額

⇒ 3歳未満は月額15,000円。3歳から18歳年度末までは月額10,000円。第3子以降であれば年齢に関係なく月額30,000円。

#### 4 第3子以降の算定に含める児童の年齢を、大学生相当年代以下(22歳年度末)まで拡大

⇒ 18歳から22歳(平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれ)の児童が新たに算定児童となります。ただし、該当する児童について「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

#### 児童の算定例

児童の年齢	制度改正前		制度改正後	
	算定	支給額	算定	支給額
20歳	—	—	第1子	—
17歳	第1子	—	第2子	10,000円
14歳	第2子	10,000円	第3子	30,000円
10歳	第3子	15,000円	第4子	30,000円

#### 5 支給回数を6月、10月、2月の年3回から年6回（偶数月）に変更

⇒ 制度改正後の初回支給は12月になります。

### 手続き方法

裏面に記載の必要書類を郵送で御提出いただくか、電子申請にてお手続きください。

- ※ 窓口は混雑が予想されるため、原則郵送もしくは電子申請にてお手続きをお願いいたします。
- ※ 窓口にてお手続きされる際は、本庁舎子育て支援課もしくは大井総合支所市民総合窓口課福祉窓口係へお越しください。出張所ではお手続きいただけませんのであらかじめ御了承ください。
- ※ 郵送でお手続きいただく場合、必要書類はホームページからダウンロードして印刷してください。
- ※ 記入例はホームページに掲載しております。御不明点は下記問合せ先へお問い合わせください。

#### 郵送及び問合せ先

356-8501  
ふじみ野市福岡1-1-1  
ふじみ野市役所  
子育て支援課子育て支援係  
Tel:049-262-9041

#### ホームページ(電子申請方法・手続き詳細)

電子申請は、ホームページ上部のリンクからぴったりサービスにアクセスしてください。  
申請にはマイナンバーカードが必要です。  
<https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/kosodateshienka/kosodateanshinkakari/12692.html>



# 必要書類

状況に応じて必要書類が変わります。以下の①～③を御確認いただき、**①～③の該当する書類すべてを御提出ください。該当する書類がない場合、手続きは不要です。**

## ①児童手当の受給状況について

ふじみ野市から児童手当を受給していますか

はい

②へ

いいえ

他市区町村から児童手当を受給していますか

はい

手続きの詳細は当該市区町村へお問合せください。当市での手続きは不要です

いいえ

公務員の方ですか

はい

手続きの詳細は職場へお問合せください。当市での手続きは不要です

いいえ

**④児童手当認定請求書**が必要

が必要

②へ

## ②高校生相当年代（平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ）の児童※1がいる場合

**高校生相当年代児童がいない場合は③へ**

高校生相当年代の児童と同居していますか

はい

高校生相当年代の児童を子育て支援課に一度も届け出していない場合※2は**①額改定請求書**が必要※3

③へ

いいえ

**⑥別居監護申立書、①額改定請求書**が必要※3

## ③大学生相当年代（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童※1※4がいる場合

**大学生相当年代児童がいない場合は④へ**

大学生相当年代の児童を含めた児童数が3人以上ですか

はい

**⑦監護相当・生計費の負担についての確認書**が必要

④へ

いいえ

※1 該当年齢の児童が自身で生計を立てている場合は、児童として算定できません。

※2 現在児童手当の算定児童となっている場合は、子育て支援課に届け出をしたこととなっています。

※3 ①で**④児童手当認定請求書**を提出する場合は**①額改定請求書**の提出は不要です。

※4 別居している児童を含みます。

## ④各種必要書類について（①から③で該当する書類がない場合、手続きは不要です）

④**児童手当認定請求書**…振込先口座情報が分かるもの（キャッシュカードや通帳）の写しを添付してください。支給対象児童と別居している場合は、⑥**別居監護申立書**も提出してください。

⑥**別居監護申立書**…支給対象児童のうち、別居している児童について記入してください。

⑦**監護相当・生計費の負担についての確認書**…大学生相当年代の児童について記入してください。

①**額改定請求書**…子育て支援課へ届け出をしたことがない高校生相当年代の児童もしくは大学生相当年代の児童について記入してください。

**書類はホームページからダウンロードして印刷してください。**

## 手続き期限

**令和6年9月30日（月）必着**

※ 令和6年12月に手当の支給を受けるには、期限内に申請いただく必要があります。

※ 申請期限を過ぎても 令和7年3月31日（月）必着 までに申請いただいた場合は、令和6年10月分に遡って支給を行います。支給までに時間がかかりますのであらかじめ御了承ください。

※ 令和7年4月1日以降に御申請いただいた場合は、申請月の翌月分からの支給となりますので御注意ください。